（前のページより続き）

路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、令和二年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　　一〇八
会社その他　　一〇九
会社決算公告　　一一〇

府　令

○内閣府令第五十四号

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年七月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（児童手当管理室及び企業主導型保育事業等担当室並びに企画官及び業務管理体制検査官）	（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）
第五十九条　子ども・子育て本部に、児童手当管理室及び企業主導型保育事業等担当室並びに企画官及び業務管理体制検査官を置く。	**第五十九条**　子ども・子育て本部に、児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官を置く。
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　企業主導型保育事業等担当室は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二に規定する事業（以下この条において「企業主導型保育事業等」という。）に関する事務をつかさどる。	［項を加える。］
6　企業主導型保育事業等担当室に、室長及び指導監査官一人を置く。	［項を加える。］
7　室長は、統括官を助け、企業主導型保育事業等担当室の事務を掌理する。	［項を加える。］
8　指導監査官は、命を受けて、企業主導型保育事業等担当室の所掌事務のうち、企業主導型保育事業等に関する指導及び監査に関する事務を行う。	［項を加える。］
9　［略］	［同上］
10　［略］	［同上］
11　企画官の定数は併任の者を除き三人と、業務管理体制検査官の定数は併任の者を除き二人とする。	7　企画官の定数は併任の者を除き四人と、業務管理体制検査官の定数は二人とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年八月一日から施行する。